

1 改正内容

(1) 広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱第37条第2項及び附則

・消費税法改正による消費税率変更に伴う消費税相当分算出における指数の変更

改正後【新】	現行【旧】
<p>(調査基準価格の設定) 第37条 (略)</p> <p>2 前項に規定する調査基準価格は、次の算式により得た額とする。ただし、その額が、当該工事の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合には、当該工事の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、当該工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合には当該工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。</p> $A = (a + b + c + d) \times \frac{110}{100}$ <p>A：当該工事の調査基準価格 a：当該工事の直接工事費×9.7/10 b：当該工事の共通仮設費×9/10 c：当該工事の現場管理費相当額×9/10 d：当該工事の一般管理費等×5.5/10</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>附則 この要綱は、令和元年6月14日から施行する。ただし、施行日以降に競争入札に付し令和元年9月30日までに引き渡しを受ける予定の建設工事については、なお従前の例による。</p>	<p>(調査基準価格の設定) 第37条 (略)</p> <p>2 前項に規定する調査基準価格は、次の算式により得た額とする。ただし、その額が、当該工事の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合には、当該工事の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、当該工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合には当該工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。</p> $A = (a + b + c + d) \times \frac{108}{100}$ <p>A：当該工事の調査基準価格 a：当該工事の直接工事費×9.7/10 b：当該工事の共通仮設費×9/10 c：当該工事の現場管理費相当額×9/10 d：当該工事の一般管理費等×5.5/10</p> <p>3 (略)</p>

(2) 広島高速道路公社建設工事低入札価格調査制度事務取扱要綱第4条及び附則

・消費税法改正による消費税率変更に伴う消費税相当分算出における指数の変更

改正後【新】	現行【旧】
<p>(調査基準価格の記載) 第4条 理事長は、予定価格調書の作成にあたり、入札書比較価格が記載された行の下に具体的金額を「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に$\frac{110}{100}$を乗じて得た金額を「調査基準価格の$\frac{100}{110}$〇〇円」と記載しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>附則 この要綱は、令和元年6月14日から施行する。ただし、施行日以降に競争入札に付し令和元年9月30日までに引き渡しを受ける予定の建設工事については、なお従前の例による。</p>	<p>(調査基準価格の記載) 第4条 理事長は、予定価格調書の作成にあたり、入札書比較価格が記載された行の下に具体的金額を「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に$\frac{108}{100}$を乗じて得た金額を「調査基準価格の$\frac{100}{108}$〇〇円」と記載しておくものとする。</p>

(3) 広島高速道路公社建設工事請負契約約款第36条

- ・前払金の使途拡大の継続（期限であった平成31年3月31日までを令和2年3月31日までに継続延長）する。

改正後【新】	現行【旧】
<p>(前払金の使用等) 第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和2年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>	<p>(前払金の使用等) 第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>

- (4) 広島高速道路公社建設工事請負契約約款に追加する消費税の税率引上げに対応する附則契約金額に係る消費税相当額を消費税法改正後の税率（10%）で算出している工事であっても、令和元年9月30日までに請求があった前払金及び部分払金の支払額は、増税分（2%）相当額を控除した額とすること等を定めた附則を追加

2 施行日及び適用

この要綱は、令和元年6月14日から施行し、令和元年6月14日以降に公告する案件から適用する。